

広島県告示第四百二十七号

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項第四号に規定する令和  
二年度の数値（以下「数値」という。）を広島県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九  
年広島県条例第十三号）第十四条第三項の規定によって、次のとおり定めた。

令和二年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分		住宅の名称	位 置		数 値		備 考
公営住宅		県営舟入住宅	広島市中区舟入南三丁目		○・八九八五	○・八九八五	一号館に適用 三号館に適用
		県営吉島住宅	広島市中区吉島新町二丁目		○・九四七八	○・九四七八	一号館、二号館、七号館、一 一八号館、一 六号館及び一 八号館の右欄 以外並びに六 号館に適用
					○・八九七八	○・八九七八	一号館、二号 館、七号館、一 一八号館、一 六号館及び一 八号館の右欄 以外並びに六 号館に適用
					○・九四七八	○・九四七八	一号館（二〇 二号、三〇一 号及び四〇二 号に限る。）、 二号館（二〇 二号、三〇一 号、三〇二号 及び四〇一号 に限る。）、 七号館（二〇 一号及び四〇 二号に限る。）、 一八号館 （二〇一号及 び二〇二号に 限る。）、一 九号館から二 三号館までに 適用

県営第二上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八五六四	
県営上安住宅	広島市安佐南区上安二丁目	○・八六三五	
県営下大町住宅	広島市安佐南区大町西二丁目	○・八〇〇八	
県営西山本住宅	広島市安佐南区山本四丁目	○・八四五六	
県営青原住宅	広島市安佐南区祇園五丁目	○・八五〇〇	
県営福島住宅	広島市西区福島町二丁目	○・九二〇九	
県営西観音住宅	広島市西区西観音町	○・八八二一	
県営東観音住宅	広島市西区観音町	○・九四九一	
県営比治山住宅	広島市南区比治山本町	○・九三二四	
県営鯉港住宅	広島市南区宇品西二丁目	○・八八九九	
県営宇品住宅	広島市南区宇品東一丁目	○・八九七五	
県営平林住宅	広島市東区上温品四丁目	○・八〇七七	
県営牛田高層住宅	広島市東区牛田新町二丁目	○・九一八九	
県営牛田住宅	広島市東区牛田新町二丁目	○・八五八一	
県営新山住宅	広島市東区牛田新町三丁目	○・八七八六	
県営長寿園北高層住宅	広島市中区白島北町	○・九六四三	
県営吉島東住宅	広島市中区吉島東一丁目	○・九〇七六	<p>一号館(三〇三号に限る。)、二号館(一〇三号及び三〇六号に限る。)、三号館(二〇一号、二〇二号、三〇二号、四〇一号、四〇二号及び四〇三号に限る。)、四号館(二〇二号に限る。及び五号館(一〇四号、三〇二号、三〇五号及び四〇三号に限る。に適用)</p>

県営二河住宅	呉市西中央四丁目	○・九三〇八	一号館の右欄 以外及び二号 館に適用
県営第三平成ケ浜 住宅	安芸郡坂町	○・九八〇八	一号館(三〇 二号及び五〇 六号に限る。 )に適用
県営第二平成ケ浜 住宅	安芸郡坂町	○・九九二五	
県営平成ケ浜住宅	安芸郡坂町	○・九九二五	
県営坂住宅	安芸郡坂町	○・九一五七	
県営西熊野住宅	安芸郡熊野町	○・九二一四	
県営熊野住宅	安芸郡熊野町	○・九五六〇	一号館から三 号館までに適 用
		○・九〇六〇	四八号館から 五四号館まで に適用
県営海田月見住宅	安芸郡海田町	○・八八〇六	
県営海田住宅	安芸郡海田町	○・九〇二三	
県営東海田住宅	安芸郡海田町	○・九〇二六	
県営あさひが丘住 宅	広島市安佐北区あさひが丘五 丁目	○・七三六五	
県営高陽住宅	広島市安佐北区落合三丁目、 同落合四丁目、同真亀二丁目、 同真亀四丁目、同真亀五丁目、 同亀崎二丁目、同亀崎三丁目	○・七七一七	
県営虹山住宅	広島市安佐北区龜山南四丁目	○・七四八七	
県営別所住宅	広島市安佐南区八木六丁目	○・七三六五	
県営城山住宅	広島市安佐南区八木五丁目	○・七六三三	
県営梅林住宅	広島市安佐南区八木四丁目	○・七八六一	
県営緑丘住宅	広島市安佐南区八木三丁目	○・七三五一	
県営安佐住宅	広島市安佐南区上安五丁目	○・七八五二	

県営登町住宅	呉市和庄登町	○・九四九八	一号館(二〇 一号、二〇二 号及び四〇一 号に限る。)、 二号館(二〇 一号、三〇一 号、三〇四号 及び四〇三号 に限る。)及 び三号館に適 用
県営阿賀住宅	呉市阿賀南六丁目	○・八八三三	一号館及び二 号館の右欄以 外に適用
県営豊栄住宅	呉市阿賀南一丁目	○・九一六八	
県営鍋山住宅	呉市警固屋一丁目	○・八四九〇	
県営此原住宅	呉市焼山此原町	○・八一〇二	一号館に適用 一五号館まで に適用
県営宮ヶ迫住宅	呉市焼山宮ヶ迫一丁目	○・七九九六	二号館から 二三号館まで に適用
県営第三焼山住宅	呉市焼山東一丁目	○・八一三二	二四号館に適 用
県営広住宅	呉市広本町二丁目	○・九一一二	
県営小坪住宅	呉市広小坪一丁目、同広小坪 二丁目	○・八〇二六	
県営長浜住宅	呉市広長浜三丁目	○・八六〇七	
県営成井住宅	竹原市下野町	○・九二九五	一号館に適用
県営丸子山住宅	竹原市竹原町	○・八七九五	一〇号館に適 用
県営第一丸子山住 宅	竹原市竹原町	○・九四〇二	
県営田の浦住宅	竹原市本町二丁目	○・八八六〇	
県営玉の井住宅	廿日市市六本松一丁目	○・九四〇五 ○・八七〇六	

県営のぞみが浜住宅	尾道市古浜町	○・九一六〇	二号館及び四号及び三〇四号に限る。及び四号館(一〇三号、一〇四号、二〇二号及び三〇一号に限る。に適用)
県営皆実住宅	三原市皆実五丁目	○・八六四九	
県営円一住宅	三原市円一町五丁目	○・九一三一	
県営宗郷住宅	三原市宗郷四丁目	○・八八二四	
県営須波住宅	三原市須波西町	○・八四九六	
県営明神住宅	三原市明神三丁目	○・八六六五	
県営七宝住宅	三原市沼田東町	○・八四九〇	
県営倉之内住宅	三原市中之町三丁目	○・八九〇五	
県営中之町住宅	三原市中之町二丁目	○・九二〇五	
県営東町住宅	三原市東町三丁目	○・八九〇五	
県営西高屋住宅	東広島市高屋高美が丘九丁目	○・八八五四	
県営平岩住宅	東広島市西条町	○・八五四八	
県営御蘭宇住宅	東広島市西条町	○・八六三五	
県営諏訪住宅	東広島市西条東北町	○・八七二五	
県営東栄住宅	大竹市東栄一丁目	○・八八三六	
県営北栄住宅	大竹市北栄	○・八八八四	
県営大竹住宅	大竹市玖波一丁目	○・八九三三	
県営地御前住宅	廿日市市地御前一丁目	○・九〇一四	
県営廿日市住宅	廿日市市阿品台東 同阿品台西	○・八七八八	



